

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。  
平成29年12月26日

秋田県監査委員 柴田正敏  
秋田県監査委員 渡部英治  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 川村和夫  
財 一 201  
平成29年11月10日

秋田県監査委員 柴田正敏  
秋田県監査委員 渡部英治  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 川村和夫  
様

秋田県知事 佐竹敬久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年10月6日付け監委一472で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	平成29年9月4日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,160,605,475円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>未収金については、その縮減に向け努力しているところであり、平成29年9月末現在の過年度（平成27年度以前）及び平成28年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、7.3%、106,355,503円減の1,341,822,027円となっております。</p> <p>今後とも、コンビニ納税や口座振替納税などの広報を積極的に行い、納期内納税の徹底による滞納防止を図ってまいります。</p> <p>また、滞納となった事案に対しては、差押え等の処分を厳正に行うことにより、県税の累積滞納額の縮小に努めてまいります。</p> <p>特に、県税に係る未収金合計額の約8割を占める個人県民税については、秋田県地方税滞納整理機構及び市町村との連携を強化し、徴収困難事案等の迅速かつ適切な滞納整理を促進してまいります。</p> <p>また、徴収技術の向上及び人材の育成を図るため、県及び市町村の徴収職員を対象とした研修の充実にも取り組んでまいります。</p>			
監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成29年8月25日
<p>(指摘事項)</p> <p>生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が28,733,873円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成28年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金15,621,464円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、平成29年9月末までに760,660円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金28,733,873円については、平成29年9月末までに771,390円を回収しております。</p> <p>今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成29年8月25日
<p>(指摘事項)</p> <p>児童保護費負担金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が7,529,392円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p>			

平成28年度に新たに発生した児童保護費負担金等に係る未収金380,200円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、平成29年9月末までに18,700円を回収しております。  
 また、過年度未収金7,529,392円については、平成29年9月末までに110,500円を回収しております。  
 今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成29年8月25日
-------	--------	-------	------------

(指摘事項)  
 母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。  
 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が134,099,306円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)  
 平成28年度から繰越調定した収入未済額150,089,735円(過年度分134,099,306円及び現年度分15,990,429円)については、平成29年9月末までに一部納付を含め7,811,113円を回収しております。  
 債権管理には、業務に携わる職員の高い意識と、専門の知識や経験が必要であることから、担当者会議等を通じた意識強化や、具体的手法等の情報共有に努めながら、地域・家庭福祉課、児童相談所、福祉事務所及び市町村が連携し、債権回収に取り組んでおります。  
 また、未収金発生時には、個別の案件に応じ、文書や電話、家庭訪問による催告を行い、より多くの方との接触に努め、納入指導を行うとともに、状況に応じた償還計画の見直しや分割納付等の相談にきめ細かくに対応しているほか、償還が困難なケースについては、連帯借受人や連帯保証人に対する働きかけを行っております。  
 今後とも、個別ケースの状況に応じ、こうした取組を丁寧に行うとともに、新たな未収金の発生防止に向け、貸付開始時から利用者に対する制度説明等を繰り返し行い、償還意識の確認や向上等に一層努めていくほか、債権回収強化月間を設けるなど、未納金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。

監査課所名	健康推進課	監査年月日	平成29年8月25日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)  
 行政財産の建物貸付料に伴う収入調定において、歳入科目を建物貸付収入とすべきところを行政財産目的外使用料としているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)  
 歳入科目の誤りについては、徴収する事由を十分確認した上で歳入科目を決定することを職員に改めて徹底しております。  
 今後は、事務担当者、管理監督者との連携、確認を強化し、秋田県財務規則に基づく適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課	監査年月日	平成29年8月25日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)  
 看護師等修学資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。  
 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が74,810,027円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)  
 看護師等修学資金貸付金に係る未収金については、平成28年度に新たに発生した178,000円を含め1,413,618円となっておりますが、一部納付を含め平成29年9月末までに150,000円を回収しております。  
 今後とも債務者への電話等による働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。  
 また、公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る過年度未収金73,574,409円については、平成29年9月末までに365,957円を回収しております。  
 平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債務者の給与から配当金として定期的に払い込みがなされております。  
 今後とも債権管理を行い、回収に努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課医師確保対策室	監査年月日	平成29年8月25日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)  
 地域医療従事者医師修学資金貸付金元利収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成28年度に新たに発生した地域医療従事者医師修学資金貸付金元利収入に係る未収金5,627,600円については、債務者への面会や電話等による働きかけを行い、平成29年9月末までに、104,000円を回収しております。

今後とも、債務者への電話等による定期的な働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	環境整備課	監査年月日	平成29年8月29日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

能代市の産廃処理場の行政代執行費用等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、残額が3,688,540,508円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

能代市の産廃処理場の行政代執行に係る未収金については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適切に実施することにより、その回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施を図り、新たに発生する行政代執行費用の縮減に努めてまいります。

また、過年度の未収金については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。

監査課所名	農林政策課	監査年月日	平成29年8月23日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

新エネルギー活用型周年農業実証事業補助金の返還金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が5,639,725円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

新エネルギー活用型周年農業実証事業補助金の返還金に係る過年度未収金5,332,725円については、平成29年9月末までに600,000円を回収しております。

今後とも、定期的な面談により、計画的な回収に努めてまいります。

また、交通事故示談金に係る過年度未収金307,000円については、平成29年3月2日に面談し、計画的に納付する旨の誓約書の提出を受け、平成29年9月末までに10,000円を回収しております。

引き続き、電話、文書及び訪問による督促を実施し、回収に努めてまいります。

監査課所名	農業経済課	監査年月日	平成29年8月23日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

林業・木材産業改善資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が56,644,325円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

林業・木材産業改善資金及び農業改良資金の過年度未収金56,644,325円につきましては、一部納付を含め、平成29年9月末までに290,000円を回収しております。

今後とも、新たに未収金が発生しないよう、貸付時の適正な審査やその後の経営状況の把握に努めるとともに、債務者に対して文書及び面談により返済催告を実施するほか、連帯保証人に対しても催告を実施するなど、一層の回収に努めます。

監査課所名	園芸振興課	監査年月日	平成29年8月23日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

郵券類について、年間使用量を超えて購入し、必要以上に在庫を積み増ししているため、今後は適切な購入を図ること。

(措置状況)

郵券類については、払出状況や在庫量を随時確認するとともに、年間使用料を考慮した上で必要に応じて購入するよう職員に周知徹底しました。

今後は、適切な執行管理に努めてまいります。

(指摘事項)

委託契約について、契約書に規定する契約保証金の免除条項に該当しない者に、保証金の免除を行っているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

委託契約の契約保証金については、財務規則、マニュアル等を熟知するよう職員に改めて徹底しました。

また、自主検査を行い、契約保証金の取り扱いについて再確認するとともに、内部チェック体制を強化する

など、今後は、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	林業木材産業課	監査年月日	平成29年8月23日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)

県有林の使用許可に伴う収入調定において、歳入科目を行政財産目的外使用料とすべきところを土地貸付収入としているので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

県有林の使用許可に伴う収入調定については、県営林歳入等管理のための事務フローと、あらかじめ想定される調定内容のチェックシートを作成し、担当者と決裁者が二重にチェックを行うとともに、調定票を簿冊に綴り込むことを職員に徹底させました。

今後は、適切な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)

立木の売払に伴う収入調定において、歳入科目を県営林売払収入とすべきところを土地貸付収入としているので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

立木の売払に伴う収入調定については、県営林歳入等管理のための事務フローと、あらかじめ想定される調定内容のチェックシートを作成し、担当者と決裁者が二重にチェックを行うとともに、調定票を簿冊に綴り込むことを職員に徹底しました。

今後は、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	産業政策課	監査年月日	平成29年8月24日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が2,760,726,063円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成28年度に新たに発生した未収金22,924,000円については、債務者に対して継続的な訪問督促を行い、平成29年9月末までに720,000円を回収しております。

また、債務者からは、直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより、今後の発生防止に努めてまいります。

過年度未収金2,760,726,063円については、一部納付を含め、平成29年9月末までに10,895,972円を回収しております。

今後とも、債務者や連帯保証人に対しては、継続的な訪問により面談を重ね、事業や生活の状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。

特に、金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収により、引き続き定期的な回収を進めてまいります。

また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務確認書を徴するとともに、償還計画書の提出を求めるなど、償還に対する意識の継続を図りながら、償還の確保に向けて継続的な分納を指導してまいります。

なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。

監査課所名	地域産業振興課	監査年月日	平成29年8月24日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)

あきた企業チャレンジ応援事業補助金の一部返還金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

補助金返還請求に係る未収金については、現在債務者の破産手続きが進められており、その推移も踏まえながら適切な債権管理に努めてまいります。

監査課所名	産業集積課	監査年月日	平成29年8月24日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

工業団地開発事業の財産貸付収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が2,672,538円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成28年度に新たに発生した未収金901,873円については、平成21年度貸付料の未収金完納により確定した延滞金であります。債務者との話し合いによる納付計画に基づいて、早期回収に努めることとしております。過年度未収金2,672,538円については、定期的に業況を確認しながら、回収に一層努めてまいります。

監査課所名	下水道課	監査年月日	平成29年8月30日
-------	------	-------	------------

(指摘事項)

十和田湖公共下水道使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成28年度に新たに発生した下水道使用料に係る未収金20,417円の一部、7,451円については、平成29年9月末までに回収しております。

今後は、未納分12,966円について文書及び訪問による催告及び下水道事業の説明等を行い回収に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めてまいります。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	平成29年8月30日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

港湾施設内にあった油送施設撤去のための行政代執行費用に係る過年度未収金について、その残額が16,285,500円と多額であり、その回収に努めること。

(措置状況)

行政代執行費用の過年度未収金16,285,500円につきましては、債務者の所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っております。

また、債務のうち、2,000,000円につきましては平成29年4月3日に一部納付しております。

今後も継続して債権の回収に努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	平成29年8月30日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が21,301,087円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

未収金については、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求め、債務弁済契約公正証書を作成するなどしております。

併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。

さらに、未収金発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、引き続き滞納の発生防止を図ってまいります。

なお、平成28年度新たに発生した県営住宅使用料等の未収金1,416,200円については、平成29年9月末までに累計432,500円回収しております。

また、過年度未収金21,301,087円については、平成29年9月末までに846,700円回収しております。

監査課所名	財産活用課	監査年月日	平成29年9月1日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

土地貸付収入等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,398,566円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成28年度に新たに発生した未収金196,140円及び過年度未収金1,398,566円については、債務者に対して定期的な電話、文書、面談、訪問等による督促を励行したものの、平成28年度分については回収に至らず、過年度分については平成29年9月末までに27,318円の回収となっております。

今後とも、債務者に対して引き続き定期的な電話、文書、面談、訪問等による督促を励行し、納付計画に遅れが生じないように未収金の回収及び新たな発生の防止に努めてまいります。

(指摘事項)

土地開発基金の運用から生じた収益の一部等について、歳入歳出予算に計上すべきものを直接基金で経理しているため、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

土地開発基金の運用から生じた収益の一部等について、土地取得事業特別会計歳入歳出予算に計上すべきも

のを、直接基金において経理したものであります。

今後は、再発防止策として、事務処理マニュアルの見直しや複数の職員による確認を改めて徹底することなど、適切な事務処理を行ってまいります。

監査課所名	鹿角地域振興局（建設部）	監査年月日	平成29年7月28日
-------	--------------	-------	------------

（指摘事項）

下水道使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

（措置状況）

平成28年度に新たに発生した下水道使用料に係る未収金20,417円の一部、7,451円については、平成29年9月末までに回収しております。

今後は、未納分12,966円について文書及び訪問による催告及び下水道事業の説明等を行い回収に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	平成29年7月27日
-------	-------------------	-------	------------

（指摘事項）

母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が9,686,987円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成28年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金1,025,409円については、平成29年9月末までに一部納付を含め258,651円を回収しております。

また、過年度未収金9,686,987円については、平成29年9月末までに733,783円を回収しております。

今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や面談等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導等を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成29年8月16日
-------	----------------	-------	------------

（指摘事項）

生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が17,999,946円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成28年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金5,538,423円については、平成29年9月末までに一部納付を含め403,720円を回収しております。

また、過年度未収金17,999,946円については、平成29年9月末までに一部納付を含め540,651円を回収しております。

今後とも被保護者への収入申告義務や費用返還義務などの制度の周知を図り、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	山本地域振興局（建設部）	監査年月日	平成29年8月16日
-------	--------------	-------	------------

（指摘事項）

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

（措置状況）

平成28年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金245,300円については、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるとともに、債務弁済契約公正証書を作成するなどして回収に努めております。

併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成29年8月17日
-------	----------------	-------	------------

（指摘事項）

母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が45,795,474円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成28年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金7,076,688円については、平成29年9月末までに一部納付を含め530,631円を回収しております。

また、過年度未収金45,795,474円については、平成29年9月末までに一部納付を含め2,002,927円を回収しております。

今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成29年8月17日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が19,157,987円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成28年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金669,900円については、平成29年9月末までに407,700円を回収しております。

今後とも、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生予防策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

県営住宅使用料に係る過年度未収金19,157,987円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成29年9月末までに807,700円を回収しております。

今後とも、弁済計画が遅れが生じないように督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成29年7月28日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が65,367,898円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成28年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金14,214,513円については、平成29年9月末までに一部納付を含め1,010,325円を回収しております。

また、過年度未収金65,367,898円については、平成29年9月末までに一部納付を含め2,946,715円を回収しております。

今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（建設部）	監査年月日	平成29年7月28日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成28年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金501,000円については、平成29年9月末までに24,800円を回収しております。

今後とも、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

監査課所名	総合県税事務所	監査年月日	平成29年8月17日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に

努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,160,605,475円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

未収金については、その縮減に向け努力しているところであり、平成29年9月末現在の過年度（平成27年度以前）及び平成28年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、7.3%、106,355,503円減の1,341,822,027円となっております。

今後とも、未収金の発生を未然に防止するため、納期内納税の勧奨や、コンビニ納税及び口座振替納税制度を積極的に広報することにより、自主納税を推進してまいります。

特に、県税に係る未収金合計額の約8割を占める個人県民税については、秋田県地方税滞納整理機構との連携を強化しながら、徴収困難事案に対する迅速かつ適切な滞納整理が実施されるよう、市町村に助言や情報提供を行うとともに、共同文書催告や合同滞納整理など、市町村との協働による滞納整理に努めてまいります。

個人県民税以外の県税等については、滞納発生後の早期着手を徹底し、債権や自動車の差押えなど、滞納の状況に応じた厳正かつ的確な滞納整理を行うとともに、大口滞納事案に対しては、広域滞納整理課を中心に不動産公売等の滞納処分を執行し、未収金の縮減に努めてまいります。

監査課所名	北児童相談所	監査年月日	平成29年6月27日
-------	--------	-------	------------

(指摘事項)

児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの残額が4,373,300円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成28年度から繰越調定した収入未済額5,082,980円（過年度繰越分4,373,300円及び現年度発生分709,680円）については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより未収金の回収に取り組んだ結果、平成29年9月末までに一部納付を含め72,780円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。

監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成29年6月27日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)

児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの残額が16,494,610円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成28年度から繰越調定した収入未済額19,007,740円（過年度繰越分16,494,610円及び現年度発生分2,513,130円）については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより未収金の回収に取り組んだ結果、平成29年9月末までに一部納付を含め329,500円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。

監査課所名	南児童相談所	監査年月日	平成29年6月27日
-------	--------	-------	------------

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの残額が5,517,964円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成28年度から繰越調定した収入未済額6,361,214円（過年度繰越分5,517,964円及び現年度発生分843,250円）については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより、未収金の回収に取り組んだ結果、平成29年9月末までに一部納付を含め、318,680円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。

監査課所名	秋田港湾事務所	監査年月日	平成29年4月20日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)

統合補助改修工事について、新たな契約を締結すべきところを当初契約の変更により執行しているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)



工事の契約事務については、内部のチェック体制を強化し、適切な契約を行うよう職員に改めて徹底しました。  
今後は、財務規則等を遵守し、適切な処理に努めてまいります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会教育長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成29年12月26日

秋田県監査委員 柴田正敏  
秋田県監査委員 渡部英治  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 川村和夫  
教総 - 1643  
平成29年10月31日

秋田県監査委員 柴田正敏様  
秋田県監査委員 渡部英治様  
秋田県監査委員 石塚博史様  
秋田県監査委員 川村和夫様

秋田県教育委員会教育長 米田進

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年10月6日付け監委-472で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	能代松陽高等学校	監査年月日	平成29年3月16日
(指摘事項) 行政財産目的外使用許可に関する費用徴収額を誤って調定し、過納金が生じたものについて、財務規則に定める事務処理を行わず、同一申請者の別件の調定で相殺しているため、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況) 行政財産目的外使用許可に関する費用徴収について、同一申請者に対する2回目の調定を行った際、前回の調定額誤りに気づいたものですが、財務規則に基づく適切な事務処理方法を十分に確認することなく、金額を相殺することを選択し、事務処理を行ったものです。 本来は、納入義務者に対して当該歳入科目から過徴収分を歳入下戻等の手続きにより還付の処理を行うところであり、事務処理の際は財務規則等を十分確認するよう職員に周知徹底いたしました。 今後は、財務規則に基づいた適切な事務処理を行ってまいります。			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成29年12月26日

秋田県監査委員 柴田正敏  
秋田県監査委員 渡部英治  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 川村和夫

秋公委会第1号  
平成29年10月19日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員会委員長

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年10月6日付け監委-472をもって報告のありましたみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成29年8月24日
(指摘事項) 放置違反金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況) 平成28年度に発生した放置違反金に係る未収金は、10件124,500円でありましたが、平成29年9月末までに5件61,500円を回収しており、未収金は5件63,000円となっております。			
今後も、訪問や文書による催促を継続し未収金の早期徴収に努めるほか、放置車両の使用者に対する車検拒否制度の周知徹底を図り、未収金の発生防止に努めてまいります。			